

図表1 医療分野における個人情報の取扱い主体と適用法・監督官庁の例

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
独立行政法人 国立病院機構岩手病院	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
地方独立行政法人 宮城県立病院機構	宮城県個人情報保護条例	宮城県
気仙沼市立病院	気仙沼市個人情報保護条例	気仙沼市
日本赤十字盛岡病院	個人情報保護法	個人情報委員会 ¹
財団医療法人〇〇会病院	個人情報保護法	個人情報委員会
個人医院（□□医院）	個人情報保護法	個人情報委員会
XX 広域連合立□□病院	XX 広域連合個人情報保護条例 ²	XX 広域連合
一部事務組合立△病院	一部事務組合△病院個人情報保護条例	一部事務組合△
〇〇市立〇〇病院 指定管理者：民間事業者 （医療福祉法人△△会）	【指定管理者募集要項、条例等に規定されている場合】 〇〇市個人情報保護条例 ³	〇〇市
	【規定されていない場合】 個人情報保護法	個人情報委員会 ⁴
〇〇衛生組合立 △△地区休日急患診療所	適用法なし ⁵	〇〇衛生組合

作成：鈴木正朝（新潟大学教授）・湯浅壱道（情報セキュリティ大学院大学教授）

¹ 2015年の個人情報保護法改正により主務大臣制が廃止され、2016年1月1日から民間部門の個人情報の監督権限は個人情報保護委員会に移ることとなった。医療カルテ、レセプト等の医療分野の個人情報の取扱いについて今後、厚生労働省がどのように関与していくかについては今後検討されるものと思われる。

² 隠岐広域連合個人情報保護条例の例がある。

³ 指定管理者は民間事業者であり自治体の業務委託ではないが、個人情報保護法ではなく条例が適用される（総務省自治行政局長通知（通知平成15年7月17日総行第87号）参照）。

⁴ 実質的には市の管理責任が問われるが、指定管理者である民間事業者（個人情報取扱事業者）には、個人情報保護委員会の権限が及ぶと解することができる。また、医療情報という点において、厚生労働省の権限と責任のあり方も問われるべきであろう。

⁵ 足柄上衛生組合立足柄上地区休日急患診療所の例がある。足柄上衛生組合は個人情報保護条例を持たず、構成地方公共団体である南足柄市個人情報保護条例にも、構成員となっている一部事務組合の個人情報の取り扱いに関する規定がない。こうした空白地帯が生じることを防ぐよう個人情報保護委員会の監督権限が明確に及ぶよう法律の整備が求められる。

図表2 平成27年個人情報保護法改正のポイント

1. 法規制の主体 (行政庁)		1.1 「個人情報保護委員会」の新設（「特定個人情報保護委員会」の改組）と主務大臣制の撤廃 (主務大臣の権限の個人情報保護委員会への一元化)
		1.2 権限（立入検査の新設等）
2. 法規制の対象情報		2.1 「個人情報」の定義の明確化 (「個人識別符号」の新設等)
		2.2 「要配慮個人情報」(機微情報)の新設
		2.3 「個人情報データベース等」から権利利益侵害の少ないものを除外（個人データの安全管理措置義務の軽減）
		2.4 「匿名加工情報」(非個人情報)の新設
3. 法規制の客体		3.1 「匿名加工情報取扱事業者」の新設
		3.2 小規模取扱事業者に対する義務の適用除外の廃止 (5000人の裾切条項の撤廃)
4. 個人情報 取扱事業者等 の義務と罰則	4.1 個人情報 流通の 適正の確 保(匿名簿 屋規制?)	(1)トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）の新設
		(2)「個人情報データベース等提供罪」の新設
		(3)本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出・公表等の厳格化
	4.2 越境 データ問 題への対 応	(1)国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の新設
		(2)外国にある第三者への個人データの提供に関する規制の整備
	4.3 その 他	(1)「利用目的の変更」条項の改正（「相当の」の削除）
(2)個人情報保護方針の作成、届出・公表等の規定の整備		
5. 本人の権利		開示、訂正等及び利用停止等請求権（裁判上の具体的請求権）の明確化、手続条項の整備（開示等の求めの前置等）、事前の請求（開示の求め前置型の採用）

図表3 対象情報と個人情報取扱事業者の義務

